

意見書案第1号

(和光市議会)

森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源
確保の意見書

上記の意見書案を和光市議会会議規則第14条の規定により提出
します。

平成25年9月20日

和光市議会議長 菅原 満 様

提出者 和光市議会議員

賛成者 和光市議会議員

森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保の意見書

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題となっており、森林の持つ地球温暖化の防止や国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持など「森林の公益的機能」に対する国民の関心と期待は大きくなっています。

また、我が国は、京都議定書目標達成計画に掲げられた温室効果ガス排出削減義務6%のうち、森林吸収量で3.8%の確保（第1約束期間）することとしてきました。平成25年度以降においても、国の取り組みとして3.5%の確保を目指すことが示されています。

このような経緯も踏まえ、「地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例措置」が平成24年10月に導入されましたが、用途は、CO₂排出抑制対策に限定されており、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保について、さらなる拡充を行い、森林吸収資源及び温暖化対策を進めていく必要があります。

もとより、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取り組みを、山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠です。

しかしながら、これら自治体では、木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい情勢にあり、その結果、山そのものが荒廃し、自然災害等の脅威に国民の生命財産が脅かされるといった事態が生じています。

これを再生させることとともに、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的・安定的な財源確保を講ずることが急務であると考えます。

よって、森林吸収源対策及び地球温暖化対策、さらには、自然災害などの脅威から国民の生命財産を守るための森林・林業・山村対策の抜本的な強化を図ることに加え、森林の整備・保全等を推進する自治体の役割を踏まえ、地方財政への支援策の充実強化を図ることを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年9月20日

埼玉県和光市議会

衆議院議長	伊吹	文明	様
参議院議長	山崎	正昭	様
内閣総理大臣	安倍	晋三	様
財務大臣	麻生	太郎	様
総務大臣	新藤	義孝	様
農林水産大臣	林	芳正	様
経済産業大臣	茂木	敏充	様
環境大臣	石原	伸晃	様